

(参考)

令和 6 年 4 月  
農産局穀物課

## 「農産物検査法施行規則第 15 条第 1 項第 2 号の農林水産大臣が 指定する 研修について」の一部改正について

### 1 現行制度の概要

新たに農産物検査員を育成する場合は、農産物の生産、流通又は検査の業務に 1 年以上従事した経験を有する者に対し、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 2 条第 5 項に規定する登録検査機関、登録検査機関が組織する団体又は農産物検査員の研修に関する事業を行う法人（以下「登録検査機関等」という。）が実施する研修（以下「育成研修」という。）の課程を修了した者とされている。

### 2 現在の状況

農産物検査員の資格を新たに取得するための育成研修は、現在、農林水産大臣が指定する研修として、既存の登録検査機関等が行う育成研修のみであり、新たに登録検査機関の登録を受けようとする法人（以下「新規登録検査機関」という。）は、育成研修を自ら実施することができない。

また、既存の登録検査機関等が行う育成研修は、受講資格を構成組織内部に限定し、組織外からの受講を制限している状況。

このため、新規登録検査機関は、育成研修の受講に支障が生じている状況。

### 2 改正の趣旨

新規登録検査機関の研修機会をもうけるため、農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林水産省令第 32 号。）第 15 条第 1 項第 2 号の農林水産大臣が指定する研修については、法第 17 条第 2 項の規定により登録検査機関の登録を受けようとする法人も、自ら実施できることとする。

### 3 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

- 農産物検査法施行規則第15条第1項第2号の農林水産大臣が指定する研修について（平成13年1月12日付け12食糧第1233号農林水産事務次官依命通知）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>農産物の生産、流通又は検査の業務に1年以上従事した経験を有する者に対し、農産物検査法（昭和26年法律第144号）第2条第1項の農産物検査を適確に行うために必要な知識及び技能を修習させるために<u>農林水産省農産局長</u>が定めるところにより同条第5項に規定する登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）<u>その他の法人又は登録検査機関が組織する団体が実施する研修。</u></p>	<p>農産物の生産、流通又は検査の業務に1年以上従事した経験を有する者に対し、農産物検査法（昭和26年法律第144号）第2条第1項の農産物検査を適確に行うために必要な知識及び技能を修習させるために<u>農林水産省政策統括官</u>が定めるところにより同条第5項に規定する登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）、<u>登録検査機関が組織する団体又は農産物検査員の研修に関する事業を行う法人が実施する研修。</u></p>

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。